

助成金研究について

本学会の事業である「健康相談活動・健康相談に関する研究活動」の充実に向けて、健康相談活動にたずさわる養護教諭並びに、養成教育、現職教育等の関係者がそれぞれの実践や研究を深め、その成果を公表し、相互の交流を図るために研究助成を行います。

「助成金研究」申請書を提出の後、学術研究委員会で選定を検討し、理事会の承認後、研究代表者に通知します。その際、学術集会での発表及び学会誌への投稿の義務について周知します。

なお、研究助成にかかる留意事項は次のとおりです。

留意事項

1. 採択後の変更について

原則として、採択後は申請書の変更は認めない。ただし、研究を遂行するなかで、研究内容等に変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出する。その段階で学術研究委員会において審議し、助成金研究継続の可否を通知する。変更が認められない場合は、助成金を返還する。

なお、論文投稿の際には内容にふさわしいタイトルとし、研究テーマに縛られるものではない。

2. 利益相反について

申請書の内容等により、他の助成金を受けていることに関わらず、利益相反になるような拝受状況を確認するものである。

3. 助成金研究のオーバーヘッドについて

オーバーヘッドは助成金額が少額であることから学会としては認めていない。ただし、各大学の方針にゆだねるものとする。